

会議録

会議の名称	令和7年第2回弘前市国民健康保険運営協議会		
開催年月日	令和7年12月23日(火)		
開始・終了時刻	午後2時00分から午後3時00分まで		
開催場所	弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室		
議長等の氏名	弘前市国民健康保険運営協議会 会長 島 浩之		
出席者	被保険者代表：委員 小山内 公子 委員 柴田 雅子 委員 高橋 ゆみ子 委員 川浪 千賀子 保険医又は保険薬剤師代表： 委員 中村 吉秀 委員 磯木 雄之輔 公益代表：委員 島 浩之 委員 藪谷 育男 委員 阿保 鉄幸 被用者保険等保険者代表： 委員 三上 光徳 委員 和田 弘 委員 本田 秀明		
欠席者	保険医又は保険薬剤師代表： 委員 柿崎 良樹 委員 遠藤 寛 公益代表：委員 對馬 厚志		
事務局職員の職氏名	健康こども部長：佐伯 尚幸 国保年金課長：相馬 延承 国保年金課長補佐：加藤 誠 〃 主幹兼国保保険料係長：櫻庭 真紀 〃 主幹兼国保給付係長：小山内 愛 〃 国保健康事業係長：工藤 翔		
会議の議題	【諮問事項協議】 • 令和8年度弘前市国民健康保険料の料率等の改定について 【報告事項】 • 令和6年度弘前市国民健康保険特別会計の決算について		

会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・諮問事項説明資料 <p style="text-align: center;">【資料1】令和8年度弘前市国民健康保険料の料率等の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項説明資料 <p style="text-align: center;">【資料2】令和6年度弘前市国民健康保険特別会計の決算について</p>
会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 健康こども部長挨拶 3 会長挨拶 4 諒問事項協議 5 報告事項 6 その他 7 閉会 <hr/>
	<p>【会議録】</p> <p>4 諒問事項協議</p>
司会 (国保年金課長補佐)	<p>これより会議に入りますが、弘前市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、島会長に議長をお願いします。</p>
会長 (島委員)	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。本日の出席委員は12名で規則に定める定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。</p> <p>次に会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録は、藪谷育男委員、阿保鉄幸委員を署名委員に指名します。後日、事務局より会議録を送付しますのでご確認をお願いします。</p>
会長 (島委員)	<p>続いて、本協議会への諮問事項の協議に入ります。</p> <p>諮問事項は「令和8年度弘前市国民健康保険料の料率等の改定について」です。事務局から内容の説明をお願いします。</p>
事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)	<p>諮問事項について、ご説明します。資料1の1「料率の改定理由と方法」をご覧ください。</p> <p>国民健康保険料の料率の改定理由ですが、国は児童手当の拡充などといった子育て世代に対する制度拡充の財源確保のため、医療保険の被保険者及び企業から徴収する保険料とあわせ</p>

<p>事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)</p>	<p>て支援金を徴収する子ども・子育て支援金制度を創設しています。よって、令和8年度からはこれまでの国民健康保険料に「子ども・子育て支援納付金」分の保険料を新たに追加する必要があります。</p> <p>また、令和12年度に予定されている青森県内の保険料率の完全統一へ向け、保険料における応能割と応益割の割合の見直しを行いたいと考えています。</p> <p>まず、保険料の構成について別紙1でご説明します。保険料のうち、被保険者の収入など経済的な負担能力に応じて賦課するものの割合を「応能割」といい、前年の所得に応じてご負担いただく「所得割」がこれにあたります。収入の有無に關係なく、被保険者すべてに同じ金額を賦課するものを「応益割」といい、「応益割」は更に世帯ごとにご負担いただく「平等割」と、被保険者ごとにご負担いただく「均等割」に分かれます。</p> <p>保険料賦課総額のうち、「応能割」の比率が高いと低所得者の負担が小さくなるものの収入の多い人の負担が重くなり、「応益割」の比率が高いと負担の均衡が図られます。この保険料全体に占める応能割と応益割を配分する比率は、50:50が基本とされていますが、当市では低所得者に配慮して応能割を多くし、令和4年度までは比率を55:45としていました。</p> <p>令和12年度に青森県内の保険料率が完全統一されることを見越し、基本の比率である50:50を長期目標において、段階的に比率を見直すため、令和5年度に52.5:47.5に改定しており、今回の改正では基本の比率である50:50に改定したいと考えています。</p> <p>次に、国民健康保険料の計算方法を別紙2でご説明します。</p> <p>国民健康保険料は、被保険者の医療費に充てるための「医療給付費分賦課額(以後、「医療分」)」、後期高齢者医療を支援するための「後期高齢者支援金等賦課額(以後、「後期分」)」、介護保険のサービスを賄うための「介護納付金賦課額(以後、「介護分」)」、の3つの賦課額を計算して合計しています。</p> <p>それぞれの賦課額は、表の上から順にある「所得割額」、「均等割額」、「平等割額」の3つの項目を合算して決定されます。表中の下線が引いてあるパーセンテージや金額を「保険料率」といい、弘前市国民健康保険条例に定めています。</p> <p>「医療分」を例にすると、「所得割額」は、被保険者の前年の収入から算出した「賦課基準額」に、保険料率8.8%をかけて計算します。均等割額は、その世帯の被保険者数に保険料率</p>
---------------------------------------	---

事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)	<p>の2万2,400円をかけて計算します。4人世帯なら8万9,600円となります。</p> <p>平等割額は世帯ごとにかかる金額で、何人世帯であっても2万2,600円の定額となります。「所得割額」「均等割額」「平等割額」を足したものが、その世帯の医療分の賦課額となります。賦課額は収入が多くなるほど、人数が多いほど金額が上がりますが、一定の上限が設けられております。この上限を賦課限度額といいます。</p> <p>後期分についても、表にある保険料率を用いて同じように賦課額を計算します。「介護分」については、被保険者全員ではなく、40歳以上の被保険者について計算します。世帯の中に40歳以上の被保険者がいない場合は、介護分の保険料はかかりません。こうして計算した3つの賦課額を合計し、世帯の保険料が決定します。</p> <p>別紙3-1をご覧ください。令和8年度からは、先ほど別紙2で説明した保険料に、「子ども・子育て支援納付金賦課額(以後、「子育て分」)を加え、被保険者の皆様にご負担いただくことになります。</p> <p>一番下の表をご覧ください。こちらはこども家庭庁の資料による試算結果からの抜粋です。市町村国保の場合、1人あたりの子育て分の保険料は月額で令和8年度250円、令和9年度300円、令和10年度以降は400円とされています。こちらの金額をもとに、令和8年度から県内の保険料率が統一されるまでの4年間を、同じ保険料率で国保運営をする方針で、子育て分の保険料率を算出したのが資料の黄色い表となります。</p> <p>表中の被保険者全員に賦課される子育て分の「均等割」についてご説明します。まず、世帯員全員に算出しました「均等割」1,000円を賦課します。5人世帯なら5,000円になります。</p> <p>次に、18歳未満の被保険者(以後、「こども」)の「均等割」を免除します。世帯のこどもが3人なら、3,000円免除されます。免除された「こどもの均等割額」を全世帯分足し上げ、過去3年の数等から算出した18歳以上の全被保険者(以後、「おとな」)の数で割り算したものを「18歳以上均等割」として、すべてのおとなに均等に追加で賦課します。表中では「α」と表記されているものです。見込んだ「18歳以上均等割」は、「78円」となります。</p> <p>したがって、「子育て分の均等割」は、おとの数に「均等割」</p>
------------------------------	--

事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)	<p>1,000円と「18歳以上均等割」78円を足した1,078円を掛けて計算します。なお、こどもには賦課されないことから、世帯人数と収入状況が同じ場合、こどもの数が多い世帯のほうが、保険料が安くなることとなります。</p> <p>次に別紙3-2をご覧ください。令和8年度の保険料率の設定イメージです。</p> <p>一番左の図が現在の賦課状況であります。医療給付費分に占める応能割が52.5%、応益割が47.5%となっております。令和8年度からの保険料率の設定にあたっては、物価高騰による市民生活への影響等を考慮し、国民健康保険料の負担を抑えて子育て分の賦課・徴収を行うため、①のように、医療分の「所得割」「均等割」「平等割」の保険料率を引き下げて、子育て分の保険料率に充当いたします。この時点では全体の保険料の増減はありません。</p> <p>次に、②のように医療分の「所得割」を1%下げることで、相対的に「応能割」が保険料に占める割合を50%にします。</p> <p>収入状況や被保険者数などが前年と変わらない場合、一部の高所得世帯では負担が増加することになりますが、低所得世帯の負担が抑えられ、中間所得世帯では負担が減少する見込みとなります。</p> <p>資料1にお戻りいただき、「2 条例改正の概要」をご覧ください。</p> <p>以上のことから、弘前市国民健康保険条例の改正を行い、子育て分の賦課額に関する条文を追加し、「応能割」と「応益割」の割合を50:50へ変更し、その他文言の整備をするなど、所要の改正を行うものです。</p> <p>令和7年は、団塊の世代がすべて後期高齢者医療制度に移行し、これに伴う医療給付費や介護保険給付費の増大が見込まれることから、後期分及び介護分の保険料率は据え置き、医療分の保険料率を引き下げるにより、保険料全体での応能割・応益割の比率を調整します。</p> <p>また、低所得者に対する応益割の7割、5割、2割の軽減措置は、子育て分にも適用され、高所得者についても賦課限度額が設けられますが、賦課限度額は、国から年明けごろに示される予定となっています。当市の国民健康保険条例に定める賦課限度額については、青森県国民健康保険運営方針に基づき、子育て分の保険料についても、国民健康保険法施行令に定める額</p>
------------------------------	--

事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)	<p>と同額とするものです。</p> <p>最後に今後のスケジュールですが、令和8年3月に市議会に条例改正案を上程し、令和8年4月以降に新しい保険料率等に関する周知を行い、令和8年7月に子育て分を追加した国民健康保険料を賦課する予定です。説明は以上です。</p>
会長 (島委員)	ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に対してご質疑ございませんか。
委員	県内の他市町村でも同様の手続きを行って子育て分の賦課を進めているのですか。また、一人世帯が増えていると思いますが、国保に加入する全世帯が負担する平等割があるので、実際には保険料が増えていくのではないかと思いますが、そのような状況でしょうか。
事務局 (国保年金課長)	<p>令和12年度に保険料の県内統一を控えているため、他市町村でそれぞれ設定している保険料率等を順次改正しています。例えば、当市では賦課していませんが、固定資産に保険料を賦課する「資産割」という方式を採用していた市町村もありますが、令和7年度から廃止が決まったため、資産割を採用していた市町村は変更しています。</p> <p>今回説明した子育て分は全市町村が実施しなければならないのですが、県内では当市が先行しているため、他市町村が当市のように負担増にならないように引き下げを実施するかどうかはわかりません。当市では、令和8年3月議会での条例改正を目指していますが、他市町村では令和8年6月議会での条例改正を目指している市町村も多い状況です。</p> <p>また、一人世帯が多いのは事実ですが、団塊の世代の少し下の世代も多く、今後、後期高齢者医療制度にかなり移行していくため、保険料は減少傾向にあると予想しています。</p>
委員	保険料率の改正は大変難しいのですが、今回の改正を被保険者へどのように周知するのですか。
事務局 (国保年金課長)	3月の市議会で条例改正が終わってからの話ですが、広報ひろさき及び市ホームページで周知を図っていくとともに、毎年

事務局 (国保年金課長)	<p>当市では「こくほ特集号」という国保制度を詳細に説明するリーフレット（A3両面）を広報ひろさきと同時配布しており、国保被保険者のみならず、全市民への周知を図っています。</p> <p>また、市出前講座でも国保に関するメニューがあるので、依頼があれば説明や周知を行っていきたいと考えています。</p>
委員	<p>子育て分の賦課を、単純な被保険者の負担増につながらないように医療分の料率等を引き下げて充当することですが、被保険者の所得が低調な年は、保険料が不足し赤字になる可能性があると思います。そのようなケースではどのように予算編成を行うのでしょうか。</p> <p>また、資料では、新しい料率での保険料賦課は令和8年7月となっているが、4月からではないでしょうか。</p>
事務局 (国保年金課長)	<p>被保険者が減少しているため、医療費総額は減少傾向にあります、保険料が不足した場合は令和6年度決算のように財政調整基金を取り崩して補填する必要があります。</p> <p>近年の当初予算編成では、毎年歳入が不足しており、数億円の財政調整基金を取り崩す予定で予算編成を行っています。</p> <p>しかしながら、実際には国保特定健診を受けられない方が出ないように余裕をもって予算編成しており、歳出予算を100%使い切ることはないので、結果的に令和5年度までは歳入不足にならず、基金の取り崩しを行っていなかったものです。</p> <p>令和6年度決算では基金の取り崩しを行いましたが、中長期的に考えても、今回お示しした料率で運営していくことができると考えています。</p> <p>また、保険料の賦課のタイミングですが、4月1日が賦課期日ではあるものの、確定申告で市県民税が確定した段階で保険料を賦課するため、弘前市の国民健康保険料は7月から翌年2月まで納入通知書を作っています。</p> <p>そのような理由から、資料には7月賦課と記載しています。</p>
委員	<p>保険料が県統一された後、各市町村で独自に行っている保健事業は財政調整基金を財源に実施していかなければならないと考えますが、今回の料率改正はそのことまで見越した設定なのでしょうか。</p>

事務局 (国保年金課長)	<p>保健事業の実施については県内市町村でバラバラの状況です。例えば、国保人間ドックで考えても、実施していない市町村や自己負担金が異なるため、現在、県が主催するWGで統一後の保健事業の水準についても議論をしているところです。</p> <p>当市としては、保険料の県統一後、一定基準以上の独自保健事業については、保険者努力支援の交付金や財政調整基金を財源に実施することを想定しています。</p> <p>保健事業の基準についてはまだ議論の途中ですが、今後も基金を活用する場面があると考えており、一定の基金残高は保有しておく必要があると考えています。</p>
委員	<p>基金の残高が約35億円、被保険者1人あたりで考えると約10万円なので、潤沢に保有しているとは言えない状況だと思いますが、今後基金を活用する場面があるとすれば、本運営協議会で協議されていく考え方でよいのでしょうか。</p>
事務局 (国保年金課長)	<p>当市は被保険者が多いため、基金の総額は大きいですが、「被保険者一人当たりの基金残高」で考えると、県内10市でも下位のほうにある状況です。</p> <p>現在、農業所得が好調で、令和7年度決算では前年の所得が好調だったことで保険料収入が増加し、黒字に戻る可能性が高いと考えております。</p> <p>今後の保健事業の考え方や基金の活用についても、適宜お示ししながら進めていきたいと考えております。</p>
会長 (島委員)	<p>他にご質疑、ご意見がないようですので、質疑等を終了し、採決いたします。</p> <p>本協議会への諮問事項「令和8年度弘前市国民健康保険料の料率等の改定について」について、事務局案のとおりとすることにご異議ございませんか。</p>
	《異議なし》
会長 (島委員)	<p>異議がないようですので、事務局案のとおり答申することに決定いたしました。市長に対する答申書の文案は、事務局に一任することとします。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議に諮問されました協議事項は</p>

会長 (島委員)	<p>終了いたしました。委員の皆さん、ありがとうございました。 進行を事務局にお戻します。</p>
司会 (国保年金課長補佐)	<p>5 報告事項</p>
	<p>委員の皆様、ご審議、誠にありがとうございました。</p>
	<p>次に、次第の「5 報告事項」の「令和6年度弘前市国民健康保険特別会計の決算について」事務局からご説明します。</p>
事務局 (国保年金課 国保健康事業係長)	<p>令和6年度弘前市国民健康保険特別会計の決算について、国保制度の概要とともにご説明します。資料2をご覧ください。</p>
	<p>まず、「1 医療保険制度の体系について」ですが、国民健康保険は後期高齢者医療制度を除き、健保組合や協会けんぽなどに加入していない方が加入する医療制度です。主に、農林水産業に従事する人や自営業、会社を退職して無職の方などと、国保被保険者の扶養家族が加入しています。</p>
	<p>次に「2 国民健康保険の概要」です。国保被保険者の特徴として仕事を退職した方が加入するため高齢化率が高かったり、当市では農業に従事する方が加入していたり、地域産業の影響を受けやすい特徴があります。高齢化率が高いこともあり、医療費水準が高く、逆に被保険者1人当たりの平均所得が低いという構造的な問題を抱えている市町村が多くなっています。</p>
	<p>資料の下に被保険者の概要を令和5年度と比較して表にまとめていますが、令和6年度の弘前市総人口に対して、22.21%にあたる35,509人が国保被保険者です（年度平均）。</p>
	<p>資料にはありませんが、65歳以上の前期高齢者が約15,700人で、被保険者全体の4割を超えており、高齢者が多いという特徴がわかります。</p>
	<p>次に「3 平成30年度からの国民健康保険都道府県単位化について」です。財政運営が厳しい市町村が多いため平成30年度から都道府県も保険者となり、財政運営の責任主体となりました。イメージ図をご覧ください。青森県は県内市町村の保険給付費の1年の見込み額を算出し、国民健康保険事業費納付金という名称で市町村に納めさせています。各市町村は被保険者から保険料を徴収し、県に納める事業費納付金の財源としています。</p>

事務局 (国保年金課 国保健康事業係長)	<p>一方で、国保被保険者が病院を受診した際、自己負担分を除いて各市町村の国保が医療費を負担します。各市町村は支払った医療費を県に請求し、県では保険給付費等交付金、普通交付金とも呼ばれます、それを市町村に支払って補填します。</p> <p>この都道府県が財政運営の主体となる改革に対し、赤字で事業費納付金が認められない市町村が多いとこの仕組みが機能しないため、国が従前より交付金の支援を拡充しました。慢性的に赤字であった弘前市の国保会計もこの支援により黒字に転換して現在に至っています。</p> <p>次に「4 国保財政収支の仕組みについて」です。まず、歳入の一番金額が大きいものが、先ほど説明した保険給付費で、次に市町村が国保被保険者から徴収する国民健康保険料があります。</p> <p>続いて補足説明にもありますが、総務省の通知に基づいて、弘前市的一般会計から支出し、国保会計の収入としている一般会計繰入金。最後に、特定健康診査・特定保健指導に係る経費の一部をもらっているもののほか、保険者である市町村が保健事業を頑張った成果などに応じて点数評価され、獲得した点数に応じて交付される特別調整交付金があります。</p> <p>歳出では一番大きいものが保険給付費で、次に青森県に納める事業費納付金があります。</p> <p>続いて、国保特定健診・特定保健指導に係る経費のほか、各市町村が独自に行っている疾病の早期発見や重症化の防止に係る費用などの保健事業費があり、最後に国保業務に従事する職員の人事費や、国保被保険者の資格管理などを行っている総務費があります。</p> <p>この収支の仕組みを踏まえて、「5 令和6年度弘前市国民健康保険特別会計の決算状況」です。</p> <p>歳入ですが、保険給付費等交付金が約125.5億円で前年度から約3.7億円減少しています。また、保険料収入は約34.5億円で前年度から約1.2億円減少しました。国保業務に従事する職員の人事費や国保資格の管理・更新などの業務に係る費用を市の一般会計からもらっている一般会計繰入金が約17.3億円で物価高等で各費用が増加しています。</p> <p>令和5年度決算にはありませんでしたが、令和6年度では歳出に対して歳入が不足したため、基金を取り崩して歳入補填しており、財政調整基金繰入金が約9,500万円です。</p>
----------------------------	---

事務局 (国保年金課 国保健康事業係長)	<p>最後に市町村が保健事業を頑張った成果などに応じて点数評価され、獲得した点数に応じて交付されるものや、国保特定健診・国保特定保健指導に係る経費などをもらっている特別調整交付金が約4.4億円、その他の収入が約5.2億円となっています。</p>
	<p>次に歳出ですが、一番金額の大きい保険給付費が約126億円で前年度から減少しました。しかしながら、各市町村の医療費の財源として県に納める事業費納付金が約51.5億円で、前年度から大きく増加しており、歳入が不足した直接的な原因となっています。</p>
	<p>次に、国保特定健診・国保特定保健指導などに係る費用である保健事業費が約2.1億円、人件費や国保の資格確認システムなどの総務費が約3.2億円、その他の支出が約5億円となりました。</p>
	<p>令和6年度決算で歳入不足となった大きな要因は以下の2点で、保険料収入が令和5年度と比較して約1.2億円減少したことと、青森県に納付する事業費納付金が令和5年度と比較して約3.8億円増加したことであると分析しています。</p>
	<p>今後の弘前市国保財政の見込み等についてですが、新型コロナによる医療機関の受診控えの影響で急増した医療費については落ち着いてきた状況ですが、今後も保険料収入は減少していく見込みです。令和6年度決算では歳入不足となり基金の取り崩しを行いましたが、収支を黒字に戻すためにも、当市としては保険者努力支援交付金などの獲得に注力し、健全な財政運営に努めていきたいと考えています。説明は以上です。</p>
司会 (国保年金課長補佐)	<p>ただいまご説明させていただいた報告事項について、ご質疑等ございませんか。</p>
委員	<p>新型コロナによる医療機関の受診控えの影響で医療費が急増していたと資料に記載があったが、どういう意味でしょうか。</p>
事務局 (国保年金課 国保健康事業係長)	<p>コロナ禍では感染を恐れて「軽症であれば医療機関を受診しない」人が増えたと言われています。その結果、病気が進行し、後でより高額な医療が必要になるケースが増え、医療費の急増</p>

事務局 (国保年金課 国保健康事業係長)	する状況がありましたが、現在はその傾向が落ち着き、各市町村の医療費の財源として県に納める事業費納付金が減少に転じています。
司会 (国保年金課長補佐)	<p>6 その他</p> <p>最後に、これまでご説明してきた案件でも、それ以外のことでも構いませんが、ご質問・ご意見等はございませんか</p>
委員	現在、ニュース等で外国人の国民健康保険料の滞納が問題になっていますが、弘前市でも同様のケースや対策等は実施していますか。
事務局 (国保年金課長)	<p>当市で国保に加入する外国人の方は弘前大学の留学生が多いのですが、学校の方で説明してもらっているのでニュース等で話題になっているような状況はありません。</p> <p>また、技能実習等で数か月滞在する方などもおりますが、会社の方で説明やとりまとめを行っていただいているので、現時点では大きな問題はありません。</p>
司会 (国保年金課長補佐)	<p>その他にご質問等はありませんか。</p> <p>ご質問等がないようですので、本日の協議会はこれをもちまして閉会いたします。</p> <p>諮詢いたしました事項につきましては、本協議会の答申を受け、条例改正の手続きを進めさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p> <p>(閉会)</p>
その他必要事項	・会議は公開。